

鳥取縣公報

昭和十七年十一月二十四日
第千三百八十七號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

● 告示	一頁
● 葛布襖地販賣價格認可	二頁
● 藤糸調査員囑託及解囑	三頁
● 動力糶摺業免許證下付	三頁
● 鳥取縣馬事商定款	三頁
○ 彙報	
● 重要物資強制買上期日の延期	六頁
● 國民健康保險組合普及促進運動	六頁
● 青少年學徒の木炭増産勤勞報國運動	八頁
● 家兎大增産報國運動	一〇頁
● 其の他	……

告示

鳥取縣告示第七百四十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年十一月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取葛襖地製造業組合

(ロ) 地區 鳥取市一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ葛襖地ノ製造ヲ業ト爲ス者

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十七年十一月廿四日
第千三百八十七號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一

00254

三 統制令第三條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

本縣產葛布襖地販賣價格

(單位一反)

品名	織上生地寸法	材	料	寸間密度	製造業者最高價格
葛布襖地	長(鯨尺)巾(鯨尺)	經絲	緯絲	經絲	緯絲
二	二丈二尺五寸	スフ	葛	二五本	二二本
間	四〇番	雙子	以上	以上	以上
					五、一〇

本表價格ハ賣主庭先渡價格ニシテ荷造包裝費ヲ含ミタル價格トス

(ロ) 實施ノ日

昭和十七年十一月二十四日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第七百四十四號

繭絲調查員左ノ通囑託及解囑アリタリ

昭和十七年十一月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

囑託繭絲調查員氏名	解囑繭絲調查員氏名	擔當調査範圍	執務場所	解囑年月日
岸本 增藏	横山 忠治	二一	大伊村	昭和十七年十一月廿五日
谷口 靜雄	北村角太郎	二八	同用瀬町	同
前田 幸滿	平野 乃康	四一	同私都村	同

鳥取縣告示第七百四十五號

昭和十七年十一月十七日左記ノ者ニ對シ動力取扱業免許證下付セリ

昭和十七年十一月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

免許證番號	住 所	氏 名
七八	白野郡福榮村大字神福千九百六拾九番地	名越 忠男

00255

鳥取縣告示第七百四十六號

鳥取縣馬商組合ハ昭和十七年十一月十九日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

昭和十七年十一月二十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣馬商組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ馬取引ノ統制運營業ヲ圖リ之ニ必要ナル經營ヲ行ヒ且馬ノ取引ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本組合ハ國家總動員法ニ基ク馬事團休令ニ依リ設立シタル馬事組合ニシテ鳥取縣馬商組合ト稱ス

第三條 本組合ノ地區ハ鳥取縣ノ區域ニ依ル

第四條 本組合ノ事務所ハ鳥取縣鳥取市ニ置ク

第五條 本組合ハ家畜商取締規則ニ依リ馬ニ關シ免許ヲ受ケタル家畜商並ニ其ノ被雇傭者及受託者ニシテ地方長官ノ定ムル所ニ依リ本組合ノ組合員タル資格ヲ有スルモノヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 本組合ノ公告ハ事務所ニ揭示シテ之ヲ爲ス

第二章 事 業

第七條 本組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一、組合員ノ馬取引ノ統制指導
- 二、馬取引ノ發達ニ關スル施設
- 三、馬取引ニ必要ナル事業ノ經營
- 四、馬取引ニ關スル調査及研究
- 五、前各號ニ掲グルモノ、外本組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第八條 本組合ハ組合員ノ事業ノ統制ヲ行フ爲統制規程ヲ定ム

前項ノ統制規程ノ設定及變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス

本組合ハ統制規程ニ違反シタル組合員ニ對シ統制規程ノ定ムル所ニ依リ過怠金ヲ課ス

第三章 役員及職員

第九條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組 合 長 一 人

副 組 合 長 二 人

理 事 若 干 名

監 事 若 干 名

第十條 組合長ハ本組合ヲ代表シ本組合ノ事務ヲ總理ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長ノ定ムル所ニ從ヒ組合ノ事務

ヲ掌理シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ行フ
理事ハ組合長及副組合長ヲ輔佐シ組合長ノ定ムル所ニ從ヒ組合
ノ事務ヲ分掌ス

監事ハ本組合ノ業務ヲ監査ス

第十一條 組合長、副組合長、理事、監事ハ地方長官之ヲ命ズ

第十二條 組合長、副組合長及理事ノ任期ハ三年監事ノ任期ハ二
年トス

第十三條 副組合長、理事缺ケタル場合ニ於テ補充セラレタル副
組合長、理事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十四條 本組合ニ理事會ヲ置ク

理事會ハ組合長、副組合長及理事ヲ以テ之ヲ組織ス

理事會ノ議長ハ組合長之ニ當ル

第十五條 本組合ノ職員ハ組合長之ヲ任免ス

第四章 總 會

第十六條 通常總會ハ毎年一回組合長之ヲ招集ス

組合長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スル
コトヲ得

第十七條 總會ヲ招集スルニハ組合員ニ對シ少クトモ二週間前ニ
會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スルモ
ノトス

第十八條 總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル

第十九條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮ルモノトス

一、定款ノ變更

二、第二十三條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

前項第一號ノ定款ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス

第二十條 組合長ハ毎年總會ニ本組合ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事
ヲシテ監査ノ結果ヲ報告セシム

第五章 會 計

第二十一條 本組合ハ左ニ掲グル事項ニ付地方長官ノ認可ヲ受ク
ルモノトス

一、收支豫算

二、借入金

三、債務ノ保證

四、不動産ノ取得又ハ處分

第二十二條 本組合ノ資産ハ左ニ掲グルモノヨリナル

一、第二十四條ノ規定ニ依ル賦課金

二、本組合ノ所有ニ屬スル財産及之ヨリ生ズル收入

三、其ノ他ノ收入

第二十三條 本組合ハ組合員ニ對シ經費ヲ賦課スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法ハ組合長之ヲ定ム

前項ノ規定ニ依ル賦課徵收方法決定シタ トキハ組合長ハ之ヲ
地方長官ニ届出ヅルモノトス其ノ變更アリタルトキ亦同シ

第二十四條 本組合ハ左ニ掲グル事項ニ付使用料、手数料又ハ實
費ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

一、本組合ノ管理スル建物其ノ他ノ營造物ノ利用

二、登録、調査、鑑定及出版

使用料、手数料及實費ノ辨償ノ額ハ組合長之ヲ定ム

第二十五條 本組合ノ保有スル資金ハ日常ノ經費ニ必要ナルモノ
ヲ除クノ外左ノ方法ニ依リ之ヲ管理スルモノトス

一、國債證券又ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ買入勤
業債券其ノ他之ニ準ズルモノ

二、地方長官ノ認可ヲ受ケタル銀行ヘノ預金又ハ郵便貯金

第二十六條 本組合ノ事業年度ハ一年トシ毎年四月一日ヨリ翌年
三月三十一日迄トス

第二十七條 本組合ハ毎年二月末日迄ニ翌年度ノ收支豫算ヲ定メ

地方長官ノ認可ノ申請ヲ爲スモノトス

本組合收支豫算ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ク
ルモノトス

新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲サントスルトキ亦同
シ

第二十八條 本組合ハ毎年事業年度終了後三月以内ニ地方長官ニ
決算報告及資金管理狀況報告ヲ爲スモノトス

第七章 雜 則

第二十九條 本組合ハ事業ノ執行並ニ庶務、會計及資産ノ管理ニ
關スル規程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クルモノトス之ヲ變更セ
ントスルトキ亦同シ

第三十條 本組合ハ組合員ニ對シ馬事ニ關スル調査ヲ爲ス爲必要
ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求メラレタル者ハ遲滞ナク之ヲ
提出スベシ

第三十一條 地方長官ハ馬事ニ關スル事業ノ統制運営上必要アリ
ト認ムルトキハ本組合ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定
款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得ルモノトス

第三十二條 地方長官ハ本組合ニ對シ業務及會計ニ關シ必要ナル
命令ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

地方長官必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告
セシムルコトヲ得ルモノトス

第三十三條 地方長官ハ本組合ノ役員ノ行爲ガ法令若クハ法令ニ
基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ又ハ本
組合ノ事業ノ遂行上役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任

00258

スルコトヲ得ルモノトス

第三十四條 本組合ハ地方長官ノ命令ニ因リテ解散スルモノトス

第三十五條 本組合ノ事務所ヲ移轉スルトキ又ハ組合長、副組合長及理事ノ住所ニ變更アリタルトキハ地方長官ニ届出ヲ爲スモノトス

第三十六條 本組合ハ農林大臣ノ指定ヲ受ケタルトキハ日本馬事會ノ會員ト爲ルモノトス

正誤

昭和十七年十月二十日付鳥取縣告示第六百七十二號中五頁上段十一行目「表乾艦」トアルハ「素乾艦」ノ誤

X

X

彙報

重要物資の強制買上

讓渡申込期限一ヶ月延期

去る十一月六日本公報第一三八二號記載の重要物資讓渡申込期限十一月十五日を、今回一ヶ月延長して十二月十五日までとすることとなつた。

これは今回の重要物資動員の對象が廣範圍であつて、供出義務者も殆ど全國民に及んで居り、かつ一部には買上の内容を充分理解しないで、供出義務を有するにも拘らず手續を怠るものがあり政府としては法規に對する無知の爲に違反者を出す如きは不本意の至りであるから、特に期限を一ヶ月延期して法の目的達成を期することとしたのであつて、従つて期限延長は決して二度と行はず、十二月十五日までにこの申込をしない者は斷乎處罰し、また今後資材配給に際しては配給停止等も行ふ方針である。

既に記すやうに今回強制買上が行はれる重要物資は、鐵・銅・亜鉛・ニッケル等の重要金屬の外重要藥品類、及び糸糸人造絹糸スフ

00259

糸毛糸等の纖維類も含むものであるが、中でも金屬類については政府はこれまで指定施設に對する民間金屬類特別回収を實施し、引續き目下非指定施設・一般家庭並に神社寺院教會等に於ける金屬類の特別回収を實施してゐるのであつて、各位の積極的な協力によつて着々その成績を擧げつゝあることは國家の爲慶賀に堪えぬ處であるが、時局の進展に伴ひ過日「統制物資讓渡制限等に關する件」について告示せられ、事業者一般より強制的供出策を強行すると共に、之と併行して事業者以外の者に對する物資逃避を抑制し、且つ半製品の調査買上についても適當なる方策を講ずることとなつたものであつて、總力戰態勢を強化して國家の急に應ずる一方策として實施されるものであるから、この際許された數量以上の重要物資については至急賣渡の申込をせねばならぬのである。

そも、近代戦は科學戰であり機械戰であつて、それには動力たる燃料と資材たる金屬其の他を極めて多量に消費し、これを鐵についていへば一外國軍事評論家の意見によると、近代戦に於て一人の兵士が一ヶ年の戦争に要する鐵の量は六疋半に達するといはれてゐるのであつて、假に百萬の軍隊を前線に送るとすれば、實に六百萬疋の鐵を用意せねばならぬわけである。

而して現下の状態に於ては我が國はこの多量の重要物資を悉く

自給自足しなければならぬのであるが、政府でこれに對して既に充分なる成算の下に着々對策が講ぜられてゐる。即ち鐵についていへば其榮園内より優良なる鐵鑽石・石炭其の他の原料を確保し、技術設備についても充分の確保を持つに至り、逐次實行に移されてゐるのであつて、米國の屑鐵に依存することなき鐵鋼自給体制の確立は近き將來にあるのである。

又銅についても銅山の開發増産を進めると共に、アルミニウムを始め輕金屬の產出が飛躍的に發展しつゝあるので、從來銅を使用してゐた方面にアルミニウムを代替することによつて、これまで自給体制確立の日は遠くない。

以上は重要物資中鐵銅について自給体制確立の状況を略述したのであるが、その他の物資についてもそれ／＼自給方策は充分に確立せられ、着々實現の途上にある。たゞ斯くの如き種々の自給計畫が實現するまでの過渡的期間としての必要のため、これに對する緊急措置として國內に於ける既存の重要物資の活用を圖り、軍需・生産擴充其の他重要産業の運営に些かも事缺かぬやう、鐵鋼特別回収乃至は今回の重要物資強制買上の方途がとられてゐる次第である。

先にも記すやうに、今回の重要物資強制買上の期日延期は、以上の趣旨により刻下の緊急對策としてその確保を完全にする爲、

充分周知徹底せしめて法の目的遂行の上に遺憾なからしめんとするものであつて、今後決して再延期等の措置はとられず、この延期措置によるも尙讓渡申込の提出をしないものについては嚴重に法規により制裁の適用があることになつてゐるから、是非期日中に手續を履行されるやう切望する。

健兵 健民 對策は刻下の急務

本月二十日より十一日間

國民健康保險組合普及促進運動

大東亞戰爭を完遂し、大東亞共榮圈を建設して其の悠久にして健全な發達を圖るは皇國の使命である。

之が達成のためには、健兵健民對策の根幹をなす國民健康保險制度の理想に邁進し、組合の急速なる全國的普及を圖るの要緊切なるものがあるに鑑み、本月二十日より三十日までの十一日間に亘つて全國的に展開せられる「國民健康保險組合普及促進運動」に呼應し、本縣に於ても同期間國民に對し國民健康保險制度の眞旨を徹底せしめることとして國民健康保險組合の未設定の市町村特に町村には急速に之が設立をなさしめることとして二大目標に向

つて本運動を展開、十二月末日までには縣下未設置町村全部に國民健康保險組合を設置せしめることとなつて、目下本運動を實施中であるから、未設置町村に於ては必ず本期間中に部落會・町内會隣組等の常會を開かしめ、本制度の趣旨の周知徹底を圖つて速に組合を設定し、眞に健兵健民の實を擧げ、以つて聖戰目的完遂に邁進せられんことを切望する次第である。

青少年學徒を動員し

木炭増産 勤勞運動展開

時局下國民生活必需物資たる木炭の需給狀況に鑑み、其の生産並に出荷の増強を圖るの要眞に緊切なるものがある。

然るに製炭並に小運搬に要する勞務の現状は、勤勞作業の活潑な應援に俟つものが頗る多い。依つて縣では、冬期間中に豫ねて集團勤勞に鍊成し來つた青少年學徒を動員し、木炭の搬出並に炭俵、繩の回收或は製作をなさしめ、勤勞報國運動の實踐に依つて現下の重大國策たる木炭の増産に寄與せしめることとなつた。

其の實施要項を記すと次の如くである。

一、實方法

(イ) 木炭搬出運動

- (1) 勤勞奉仕作業に依つて木炭生産地に於ける輸送力の顯著な減退に依る搬出澁滞を緩和すると共に、小出運搬等に要する地元勞力を極力製炭力に集中せしめること
- (2) 生産地に於ける木炭搬出運動に付ては生産地を中心とする中等學校、青年學校及び國民學校の生徒兒童等をして之に協力せしめること
- (3) 生産地に於ける木炭搬出作業は山元に於ける集荷、最寄驛への運搬及び驛出小運搬等とし、實情に即する作業を選択實施すること
- (4) 生徒兒童等の勤勞奉仕を受けるものは、通常要する運搬費を學校又は團體に納付すること
- (ロ) 炭俵・繩回收運動
- (1) 本運動は木炭包装用資材並に製俵勞力の不足に鑑み、消費地に於て空俵・古繩を任意無償で蒐集し、之を生産地に送返して木炭増産に資すること
- (2) 空俵・古繩の蒐集に付ては、隣保班を通じて青少年團員並に青年學校及び國民學校の生徒兒童が之に協力すること
- (3) 蒐集する俵・繩は總て縣内の需要に充てるものであつて、木

二、供給統制團體等適當な取扱團體に引渡 こと

- (4) 前項の團體は縣の指示に依つて生産地の木炭出荷團體に之を送付するものであつて、之が仕分、集積、輸送實費は生産地の出荷團體に於て之を支辨すること
 - (ハ) 炭俵・繩製作運動
 - (1) 勤勞作業に依つて木炭包装に要する俵・繩を製作し、極力製俵・製繩に要する勞力の不足緩和に資すること
 - (2) 地方の實情に即し、青少年團員並に青年學校及び國民學校の生徒兒童が之に當ること
 - (3) 製作せられた俵・繩は公定價格の範圍内に於て木炭出荷團體に賣渡すこと。但し繩は製工品統制團體を経由すること
 - (4) 生産者團體に於て原材料を提供し、勤勞奉仕を受ける場合は、通常勞賃に相當する金額を謝禮として學校又は團體に納付すること
 - (5) 本運動に依り得た収益は本運動の趣旨に鑑み、主として學校又は團體の活動資金として之を利用すること
- 二、本運動實施に付ては規律正しい團體的訓練を施し、集團勤勞作業の教育的趣旨の徹底を圖ること。

本縣は十二萬頭目標 家兎大增産報國運動

兎毛皮は酷寒地第一線の將兵並に航空將兵の衣料として必要欠ぐべからざるものであり、兎肉は軍需食糧として極めて重要なものであることは周知のところである。

然るに未だ之が必要を十分に満たし得ない事情にあるのは甚だ遺憾なことであつて、我々銃後國民として此の需要充足に應ずることは現下喫緊の要務である。

其處で農林省・陸軍省・海軍省・文部省・内務省・大政翼贊會・帝國農會では、今回全國的に家兎の大增産報國運動を展開することとし、農村は素より都市の飼育の可能な地域に普く飼育させて之が目的達成を期することとなつた。

先づ部落會・町内會が實行主体となり、(主として國民學校、農學校・青年學校)及在郷軍人會・翼贊壯年團・大日本婦人會・大日本青少年團の各縣支部等が協力団体となつて本運動を展開するものであるが、明年の全國飼育頭數一千萬頭、本縣は十二萬頭を目標に邁進することとなつたものである。

此の本縣への割當頭數は農會が仔兎の斡を積極的に行ふと共に

に、其の配給に當つては協力団体と緊密な連繫の下になるべく庭先配給を行ひ、學校では養兎組合を設けしめ、更に仔兎を増殖して之を生徒兒童を通じて各家庭に配給し、之が家兎の普及を圖ることになつてゐる。

◎ 行旅死亡人

一、住所、本籍、氏名、不詳、死体、男 一人
推定年齢二十四五歳位

一、人 相
身幹五尺一寸五分、容貌瘠タル方、顔丸キ方、頭髮濃キ方、眉毛濃キ方、眼並鼻高キ方、口常体並、齒揃ヒタル方(右下前カラ七本奥)耳並、色白キ方、

一、轢 死
氣高郡大正村大字古海鐵道線路上

一、着 衣
上着茶縞袴一枚、モス縞絆一枚、毛糸編チヨツキ一枚、毛糸編腹巻一枚、純毛シャツズボン各一枚、白シャツ一枚、兵兒帯一本、黒縞眼鏡一個、下駄一足

右住所本籍不詳ノ者昭和十七年十一月十三日午後十時三十分鳥取縣氣高郡大正村大字古海鐵道線踏切西方二百二十米線路上ニ於テ轢死セルニ付醫師立會取調警察官ノ檢視ヲ經假埋葬取計置キタリ身容 者ハ來ル十一月三十日迄ニ大正村役場、申込相成度

昭和十七年十一月廿四日印刷
昭和十七年十一月廿四日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所